

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
	高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 高 知 県

目 次	ページ
規 則	ページ
◎高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (治山林道課)	7
◎高知県漁業調整規則によるなまこ漁業の許可等の制限措置及び告示の廃止 (漁業管理課)	7
◎告示(高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部改正 ()	10
○公共測量の実施の通知(3件) (用地対策課)	13
○道路の区域変更 (道路課)	13
高知県人事委員会規則	
◎県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則	14
◎高知県人事委員会公開審理傍聴規則の一部を改正する規則	17
◎職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則	17
◎勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則	17
◎不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	17
高知県人事委員会告示	
◎告示(勤務条件に関する措置の要求に関する規則に基づく様式の定め及び告示の廃止)の一部改正	17
◎告示(不利益処分についての審査請求に関する規則に基づく様式の定め及び告示の廃止)の一部改正	18
入札公告	
○一般競争入札(高知警察署初度調達物品(机・椅子・キャビネット)の購入)の公告 (警察本部会計課)	20
落札公告	
○落札者等の公告 (デジタル政策課)	21

規 則

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年11月2日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第66号

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年高知県規則第88号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削り、

入居する者の現況	世帯又は入居する者の状況	1 高齢(者)世帯 2 母(父)子世帯 3 生活保護世帯 4 多子世帯 5 子育て世帯 6 身体障害者(1、2級・3、4級・5級以下) 7 精神障害者(1級・2級・3級) 8 知的障害者(A1・A2・B1・B2) 9 原子爆弾被爆者 10 戦傷病者 11 引揚者 12 中国残留邦人等 13 ハンセン病療養所入所者等 14 寡婦(夫) 15 DV被害者 16 知事別定									
	続柄	ふりがな氏名	生年月日	同居又は別居の別	年齢	性別	障害、特障、寡婦(夫)、老人又は特定の別	収入の種類	年間総収入額	勤務先、学校等	
	申込者本人	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	

を「

入居する者の現況	世帯又は入居する者の状況	1 高齢(者)世帯 2 母(父)子世帯 3 生活保護世帯 4 多子世帯 5 子育て世帯 6 身体障害者(1、2級・3、4級・5級以下) 7 精神障害者(1級・2級・3級) 8 知的障害者(A1・A2・B1・B2) 9 原子爆弾被爆者 10 戦傷病者 11 引揚者 12 中国残留邦人等 13 ハンセン病療養所入所者等 14 寡婦 15 ひとり親 16 DV被害者 17 知事別定									
	続柄	ふりがな氏名	生年月日	同居又は別居	年齢	性別	障害、特障、寡婦、ひとり親、老人又は	収入の種類	年間総収入額	勤務先、学校等	

別記第10号様式中
「入居者 住所

県営住宅 団地 号棟 号室

氏名 ④」

を
「 入居者 住所

県営住宅 団地 号棟 号室

ふりがな
氏名 」

に改める。

別記第12号様式中

「氏名 ④」

を
「氏名 ④」

に、

「 氏名 ④ 」

を

「 氏名 ④ 」

に改める。

別記第13号様式中

「氏名 ④」

を
「氏名 ④」

に改める。

別記第15号様式を次のように改める。

第15号様式 (第13条関係)

県営住宅模様替え等承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

入居者 住所

県営住宅 団地 号棟 号室
ふりがな
氏名

県営住宅の模様替え等をしたので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第26条
第1項ただし書の規定に基づき関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、次の事項は、厳守します。

- 1 県から撤去の指示があったときは、直ちに指示に従います。
- 2 県営住宅を明け渡すときは、自己の費用で原状を回復し、又は撤去します。
- 3 その他一切県に迷惑はかけません。

位置							
使用敷地面積							
主要用途							
構造							
参考事項							
関係者の承認	県営住宅管理人	室番号	号棟	号室	団体自治会長	氏名	
	近隣者	室番号	号棟	号室	入居者氏名		
		室番号	号棟	号室	入居者氏名		
		室番号	号棟	号室	入居者氏名		

注 設備しようとする工作物の設計書及び図面その他知事が必要であると認める書類を添えてください。

別記第17号様式中
「氏名 ㊤」

を
「氏名」
に改める。

別記第19号様式中
「県営住宅 団地 号棟 号室
氏名 ㊤」

を
「県営住宅 団地 号棟 号室
氏名」

に、
「
氏名
」

を
「
氏名
」

に、
「住所
氏名 ㊤」

を
「住所
氏名」

に改める。
別記第21号様式中
「県営住宅 団地 号棟 号室
氏名 ㊤」

を
「県営住宅 団地 号棟 号室
氏名」

に、

「住所
氏名 ㊤」

を
「住所
氏名」

に改める。
別記第24号様式、別記第26号様式及び別記第28号様式中
「入居者 住 所

県営住宅 団地 号棟 号室
氏 名 ㊤」

を
「 入居者 住所
県営住宅 団地 号棟 号室
氏名」

に改める。
別記第30号様式中
「氏名 ㊤」

を
「氏名」

に改める。
別記第32号様式中「㊤」を削り、

「
氏名
」

を
「
氏名
」

に所属長又は知事に報告しなければならない。

3 この立入検査証書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

別記第49号様式中

「届出者 住所

氏名

④」

を

「届出者 住所

氏名

」

に、

「

ふりかた 氏名

」

を

「

ふりかた 氏名

」

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別記様式（別記第1号様式及び別記第8号様式を除く。）は、この規則による改正後の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第937号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年11月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高知県高岡郡中土佐町大野見大股384
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第938号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第4号に掲げるなまこ漁業について、同規則第11条第1項の規定による同項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定め、令和3年11月9日から施行し、令和2年11月高知県告示第925号（高知県漁業調整規則によるなまこ漁業の許可等の制限措置）及び同年12月高知県告示第1005号（高知県漁業調整規則によるなまこ漁業の許可等の制限措置）は、令和3年11月8日限り廃止する。

令和3年11月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
なまこ漁業	操業区域1 (3の操業区域をいう。以下同じ。) 1	12月1日から翌年3月31日まで	定めなし	定めなし	107	定めなし
	操業区域2	周年	定めなし	定めなし	21	定めなし
	操業区域3	4月1日から8月31日まで	定めなし	定めなし	20	定めなし
	操業区域4	周年	定めなし	定めなし	20	定めなし
	操業区域5 (1) 操業区域5 (2) 操業区域5 (3)	4月1日から8月31日まで	定めなし	定めなし	10	定めなし
	操業区域6	周年	定めなし	定めなし	93	定めなし
	操業区域7 (1) 操業区域7 (2)	11月1日から翌年6月30日まで	定めなし	定めなし	11	定めなし
	操業区域8	周年	定めなし	定めなし	5	定めなし
	操業区域9	周年	定めなし	定めなし	2	定めなし

操業区域10	周年	定めなし	定めなし	32	定めなし
操業区域11 (1) 操業区域11 (2)	周年	定めなし	定めなし	30	定めなし
操業区域12	10月1日から翌年3月31日まで	定めなし	定めなし	1	定めなし
操業区域13	10月1日から翌年3月31日まで	定めなし	定めなし	31	定めなし
操業区域14	4月1日から9月30日まで	定めなし	定めなし	52	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

3 操業区域

(1) 操業区域1 (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,001号の漁場区域)

点の位置

基点甲 高知県と徳島県との海岸線における県界

基点乙 高知・徳島界二子島

基点丙 安芸郡東洋町松ヶ鼻共同漁業権境界基点

甲乙を結ぶ直線及び乙から真方位129度20分の線以南並びに丙から磁針方位110度0分の線に至る海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに葛島及び二子島の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 操業区域2 (野根漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,002号の漁場区域)

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町松ヶ鼻共同漁業権境界基点

基点乙 安芸郡東洋町野根・室戸市佐喜浜町界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位110度0分の線及び乙から磁針方位115度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(3) 操業区域3 (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,004号の漁場区域)

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町・室戸岬町椎名界共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点
甲から磁針方位112度30分の線及び乙から磁針方位95度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(4) 操業区域4 (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,005号の漁場区域)

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町六ヶ谷共同漁業権境界基点

甲から磁針方位95度0分の線及び乙から磁針方位106度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(5) 操業区域5

ア 操業区域5(1) (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,007号の漁場区域)

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町高岡上子濬共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町室戸岬横ごこ共同漁業権境界基点

甲から磁針方位132度0分の線及び乙から磁針方位226度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

イ 操業区域5(2) (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,008号の漁場区域)

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町室戸岬横ごこ共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町水尻摺鉢岩共同漁業権境界基点

甲から磁針方位226度0分の線及び乙から磁針方位231度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

ウ 操業区域5(3) (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,009号の漁場区域)

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町水尻摺鉢岩共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町・室津界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位231度0分の線及び乙から磁針方位235度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(6) 操業区域6

点の位置

基点A 安芸郡芸西村長谷寄穴濬漁場基点第42号

基点B 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点

基点C 安芸市下山県漁場基点第35号

Aから磁針方位185度0分の線以東及びBから磁針方位222度0分の線に至る海域中距岸1,700メートル以内の区域並びにBから磁針方位222度0分の線以東及びCから磁針方位222度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(7) 操業区域7

ア 操業区域7(1)(高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,026号の漁場区域)

点の位置

- 基点甲 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
 基点乙 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点
 基点丙 香南市夜須町手結崎灯台
 基点丁 香南市夜須町手結崎浦戸謫県漁場基点
 ア 丁から乙を見通した線から右に58度36分の線上丁から507メートルの点
 イ 丁から乙を見通した線から右に50度57分の線上丁から448メートルの点
 ウ 丁から乙を見通した線から右に13度5分の線上丁から678メートルの点
 エ 丁から乙を見通した線から右に9度47分の線上丁から811メートルの点
 オ 丁から乙を見通した線から右に8度49分の線上丁から898メートルの点
 カ 乙から丁を見通した線から左に28度36分の線上乙から1,066メートルの点
 キ 乙から丁を見通した線から左に16度21分の線上乙から581メートルの点
 ク 乙から丁を見通した線から左に51度38分の線上乙から487メートルの点
 ケ 丙から真方位352度29分の線上丙から551メートルの点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位202度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

(ア) 区画漁業権の漁場区域

(イ) アイを結ぶ直線、イウを結ぶ曲線(ケを中心とする半径275メートルの円弧)、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクを結ぶ5直線並びにクア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

イ 操業区域7(2)(高知県漁業協同組合が有する第二種共同漁業権のうち共第2,027号の漁場区域)

点の位置

- 基点甲 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
 基点乙 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点
 基点丙 香南市夜須町手結崎灯台
 基点丁 香南市夜須町手結崎浦戸謫県漁場基点
 ア 丁から乙を見通した線から右に58度36分の線上丁から507メートルの点
 イ 丁から乙を見通した線から右に50度57分の線上丁から448メートルの点
 ウ 丁から乙を見通した線から右に13度5分の線上丁から678メートルの点
 エ 丁から乙を見通した線から右に9度47分の線上丁から811メートルの点
 オ 丁から乙を見通した線から右に8度49分の線上丁から898メートルの点
 カ 乙から丁を見通した線から左に28度36分の線上乙から1,066メートルの点
 キ 乙から丁を見通した線から左に16度21分の線上乙から581メートルの点
 ク 乙から丁を見通した線から左に51度38分の線上乙から487メートルの点
 ケ 丙から真方位352度29分の線上丙から551メートルの点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位202度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

(ア) 区画漁業権の漁場区域

(イ) アイを結ぶ直線、イウを結ぶ曲線(ケを中心とする半径275メートルの円弧)、ウ

エ、エオ、オカ、カキ及びキクを結ぶ5直線並びにクア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

(8) 操業区域8(高知県漁業協同組合が有する第二種共同漁業権のうち共第2,030号の漁場区域)

点の位置

- 基点甲 高知市浦戸竜王崎共同漁業権境界基点
 基点乙 高知市長浜二本松県漁場基点から磁針方位76度58分1,100メートルの点

甲から磁針方位80度0分の線及び乙から磁針方位166度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(9) 操業区域9(高知県漁業協同組合が有する第二種共同漁業権のうち共第2,033号の漁場区域)

点の位置

- 基点甲 土佐市荻崎突端
 基点乙 土佐市荻崎すずき謫県漁場基点
 基点丙 須崎市・土佐市界赤謫共同漁業権境界基点
 基点丁 須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点
 基点戊 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点

甲乙を結ぶ直線、甲から磁針方位145度0分の線及び丙から磁針方位150度0分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

(ア) 区画漁業権の漁場区域

(イ) 丁から戊を見通した線以西の浦ノ内湾内

(10) 操業区域10(高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,042号の漁場区域)

点の位置

- 基点甲 須崎市・土佐市界赤謫共同漁業権境界基点
 基点乙 須崎市下甲崎共同漁業権境界基点

甲から磁針方位150度0分の線及び乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(11) 操業区域11

ア 操業区域11(1)(高知県漁業協同組合、野見漁業協同組合及び大谷漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,045号の漁場区域)

点の位置

- 基点甲 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点
 基点乙 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点
 基点丙 須崎市戸島高謫
 基点丁 須崎市久通沖の謫漁場基点

甲から丁を見通した線から右に72度2分の線及び乙丙を結ぶ直線の延長線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに戸島、神島及び中の島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

イ 操業区域11(2)(須崎釣漁業協同組合、錦浦漁業協同組合及び須崎町漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,046号の漁場区域)

点の位置

- 基点甲 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点
- 基点乙 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点
- 基点丙 須崎市角谷崎高碇共同漁業権境界基点
- 基点丁 須崎市角谷岬突端
- 基点戊 須崎市・高岡郡中土佐町青木崎共同漁業権境界基点
- 基点己 須崎市戸島高碇

- ア 乙から丙を見通した線から左に104度23分の線と丙から乙を見通した線から右に44度19分の線との交点
- イ 乙から丙を見通した線から左に85度56分の線と丙から乙を見通した線から右に49度2分の線との交点
- ウ 乙から丙を見通した線から左に27度15分の線と丙から乙を見通した線から右に87度37分の線との交点
- エ 乙から丙を見通した線から左に4度40分の線と丙から乙を見通した線から右に132度36分の線との交点

甲己を結ぶ直線の延長線及び戊から磁針方位125度0分の線により区切られた海域から、アイ、イウ、ウエ及びエドを結ぶ4直線以北の須崎湾を除く海域中甲ア及び丁戊間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに安和小島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(12) 操業区域12(高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,053号の漁場区域)

点の位置

- 基点甲 高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点
- 基点乙 幡多郡黒潮町横浜・白浜界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位120度0分の線及び乙から磁針方位165度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(13) 操業区域13(高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,057号の漁場区域)

点の位置

- 基点甲 幡多郡黒潮町新磯高碇(舟戸碇から磁針方位248度963.5メートル)から磁針方位240度600メートルの点
- 基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界(カキセ川)共同漁業権境界基点

甲から磁針方位140度0分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(14) 操業区域14(高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,062号の漁場区域)

点の位置

- 基点甲 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子碇共同漁業権境界基点
- 基点乙 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位138度0分の線及び乙から磁針方位85度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

高知県告示第939号

令和2年12月高知県告示第932号(高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部を次のように改正する。

令和3年11月2日

高知県知事 濱田 省司

1の(1)の表中

しいらまき網	操業区域2(1)	4月1日から11月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区域2全体で0)	定めなし
	操業区域2(2)	3月1日から同月31日まで及び12月1日から同月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区域2全体で0)	定めなし
	操業区域2(3)	3月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区域2全体で0)	定めなし
かんばち稚魚まき網	操業区域3(1)	7月1日から8月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	操業区域3(2)					
	操業区域3(3)					

を「

しいらまき網	操業区域2	4月1日から11月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0	定めなし
	操業区域3(1)	3月1日から同月31日まで及び12月1日から同月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	8 (操業区域3全体で8)	定めなし

		で				
	操業区域3(2)	3月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	8 (操業区域3全体で8)	定めなし
かんばち稚魚まき網	操業区域4(1) 操業区域4(2) 操業区域4(3)	7月1日から8月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

に改め、1の(3)中

「イ 操業区域2

(ア) 操業区域2(1)

点の位置

基点甲 大山岬突端

点ア 四十寺山頂から行当岬突端を見通した線と神の峰頂上から磁針方位188度0分の線(大山岬突端から磁針方位180度0分の線)との交点

基点甲と点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位172度0分の線以西並びに高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域中距岸5,000メートル以内の区域

(イ) 操業区域2(2)

点の位置

基点甲 大山岬突端

点ア 四十寺山頂から行当岬突端を見通した線と神の峰頂上から磁針方位188度0分の線(大山岬突端から磁針方位180度0分の線)との交点

基点甲と点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位172度0分の線以西並びに高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く。

(ウ) 操業区域2(3)

高岡郡・幡多郡界から磁針方位120度0分の線以西及び土佐清水市足摺岬突端から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く。

ウ 操業区域3

(ア) 操業区域3(1)

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以東及び高知・徳島両県界から磁針方位135度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

(イ) 操業区域3(2)

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以西及び高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

(ウ) 操業区域3(3) 」

を

「イ 操業区域2

点の位置

基点甲 大山岬突端

点ア 四十寺山頂から行当岬突端を見通した線と神の峰頂上から磁針方位188度0分の線(大山岬突端から磁針方位180度0分の線)との交点

基点甲と点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位172度0分の線以西並びに高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く。

ウ 操業区域3

(ア) 操業区域3(1)

操業区域2と同じ。

(イ) 操業区域3(2)

高岡郡・幡多郡界から磁針方位120度0分の線以西及び土佐清水市足摺岬突端から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く。

エ 操業区域4

(ア) 操業区域4(1)

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以東及び高知・徳島両県界から磁針方位135度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

(イ) 操業区域4(2)

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以西及び高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

(ウ) 操業区域4(3) 」

に改める。

3の(1)の表中

「

しいらまき網	操業区域6(1)	4月1日から11月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区域6全体で0)	定めなし
	操業区域6(1)	3月1日から同月31日まで及び12月1日から同月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区域6全体で0)	定めなし
	操業区域6(2)	3月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関	5トン未満の範囲において許可証に記載	0 (操業区域6全体	定めなし

			の馬力数	されている船 舶の総トン数	で0)	
かんばち 稚魚まき 網	操業区域7	7月1日か ら8月31日 まで	許可証に記 載されてい る推進機関 の馬力数	5トン未満の 範囲において 許可証に記載 されている船 舶の総トン数	0	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域8	7月1日か ら8月31日 まで	許可証に記 載されてい る推進機関 の馬力数	5トン未満の 範囲において 許可証に記載 されている船 舶の総トン数	0	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域9	7月1日か ら8月31日 まで	許可証に記 載されてい る推進機関 の馬力数	5トン未満の 範囲において 許可証に記載 されている船 舶の総トン数	1	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者

を「

しいらま き網	操業区域6	4月1日か ら11月30日 まで	許可証に記 載されてい る推進機関 の馬力数	5トン未満の 範囲において 許可証に記載 されている船 舶の総トン数	0	定めなし
	操業区域7 (1)	3月1日か ら同月31日 まで及び12 月1日から 同月31日ま で	許可証に記 載されてい る推進機関 の馬力数	5トン未満の 範囲において 許可証に記載 されている船 舶の総トン数	10 (操業区 域7全体 で10)	定めなし
	操業区域7 (2)	3月1日か ら12月31日 まで	許可証に記 載されてい る推進機関 の馬力数	5トン未満の 範囲において 許可証に記載 されている船 舶の総トン数	10 (操業区 域7全体 で10)	定めなし
かんばち 稚魚まき 網	操業区域8	7月1日か ら8月31日 まで	許可証に記 載されてい る推進機関	5トン未満の 範囲において 許可証に記載	0	漁業権区域 で操業する 場合は、漁

			の馬力数	されている船 舶の総トン数		業権者の同 意のある者
	操業区域9	7月1日か ら8月31日 まで	許可証に記 載されてい る推進機関 の馬力数	5トン未満の 範囲において 許可証に記載 されている船 舶の総トン数	0	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域10	7月1日か ら8月31日 まで	許可証に記 載されてい る推進機関 の馬力数	5トン未満の 範囲において 許可証に記載 されている船 舶の総トン数	1	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者

に改め、3の(3)中

「カ 操業区域6

(ア) 操業区域6(1)

点の位置

基点甲 大山岬突端

点ア 四十寺山頂から行当岬突端を見通した線と神の峰頂上から磁針方位188度0分
の線(大山岬突端から磁針方位180度0分の線)との交点

基点甲と点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位172度0分の線以西並びに高岡郡・幡
多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メ
ートル以内の海域を除く。

(イ) 操業区域6(2)

高岡郡・幡多郡界から磁針方位120度0分の線以西及び土佐清水市足摺岬突端から磁針
方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く。

キ 操業区域7

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以東及び高知・徳島両県
界から磁針方位135度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の
共同漁業権の漁場区域を除く。

ク 操業区域8

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以西及び高岡郡・幡多郡
界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合
所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

ケ 操業区域9

を

「カ 操業区域6

点の位置

基点甲 大山岬突端

点ア 四十寺山頂から行当岬突端を見通した線と神の峰頂上から磁針方位188度0分
の線(大山岬突端から磁針方位180度0分の線)との交点

基点甲と点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位172度0分の線以西並びに高岡郡・幡多
郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メー

ル以内の海域を除く。

キ 操業区域7
 (ア) 操業区域7(1)
 操業区域6と同じ。
 (イ) 操業区域7(2)
 高岡郡・幡多郡界から磁針方位120度0分の線以西及び土佐清水市足摺岬突端から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く。

ク 操業区域8
 安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以東及び高知・徳島両県界から磁針方位135度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

ケ 操業区域9
 安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以西及び高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

コ 操業区域10
 」
 に改める。

高知県告示第940号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年10月8日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年11月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量(用地測量)
- 2 作業期間
令和3年9月9日から令和4年2月15日まで
- 3 作業地域
土佐郡土佐町井尻の一部

高知県告示第941号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年10月19日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年11月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量(航空レーザ測探)
- 2 作業期間
令和3年10月20日から令和4年3月10日まで
- 3 作業地域
高知市、南国市及び香南市

高知県告示第942号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年10月19日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年11月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量(航空レーザ測探)
- 2 作業期間
令和3年10月20日から令和4年3月10日まで
- 3 作業地域
高知市及び土佐市

高知県告示第943号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年11月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 龍河洞公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町宮ノ口字鹿落南ノ丸15番1	前	9.8	18
		12.6	
	後	11.2	18
		12.6	

人 事 委 員 会 規 則

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月2日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第25号

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、必要な」を「必要な」に改める。

第2条の見出し中「請求」を「請求手続等」に改め、同条第1項中「別記第1号様式の」を「別記第1号様式による」に改め、同条第2項中「前項」を「法第5条第1項」に、「審査請求書」を「前項の審査請求書」に、「記名押印して」を「記名して」に、「人事委員会」を「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改め、同条第3項中「審査請求書」を「第1項の審査請求書」に、「そのつど」を「、その都度」に、「の記載事項変更届」を「による審査請求書記載事項変更届」に改める。

第3条の見出しを「（代理人の選任等）」に改め、同条第1項中「及び解任する」を「又は解任する」に改め、同条第2項中「代理人を選任又は解任した」を「当事者は、代理人を選任し、又は解任した」に、「の選任（解任）届」を「による代理人選任等届」に改める。

第4条第1項中「審査請求書」を「第2条第2項の規定により審査請求書」に改め、同条第2項中「に規定する」を「の規定に

よる」に、「審査請求書に不備の点」を「当該審査請求書に不備」に、「相当の」を「、相当の」に、「請求人に」を「請求人に対し、」に改め、同項ただし書中「不備の点」を「当該不備」に改める。

第6条中「適当と」を「適当であると」に、「関係当事者間」を「当事者間」に改める。

第7条第1項中「の取下げ申出書」を「による審査請求取下げ申出書」に改め、同条第2項中「取下げのあった」を「前項の規定に基づき取下げがあった」に改める。

第8条第2項中「次の各号に」を「次に」に、「委員各員が記名押印しなければ」を「人事委員会の委員のそれぞれが署名又は記名押印をしなければ」に改め、同項第2号中「裁定」を「裁定の内容」に改め、同項第3号中「理由」を「裁定の理由」に改め、同項第4号中「日付け」を「日付」に改め、同条第3項中「裁定書」を「第1項の裁定書」に改める。

第9条中「定めるものを除くほか」を「定めるもののほか」に、「別に」を「人事委員会が別に」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

審査請求人 氏名

審査請求書

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて公務災害補償に関して審査を請求します。

記

- 1 災害を受けた者の住所、氏名及び生年月日並びに災害を受けた当時の所属及び職名
- 2 審査請求人の住所、氏名及び生年月日並びに災害を受けた者との関係
- 3 実施機関の補償の実施内容及びそのことを知った年月日
- 4 審査の請求の趣旨及び理由
- 5 高知県人事委員会からの審査請求人に対する通知先及び連絡先

注 2欄は、災害を受けた者以外の者が審査の請求をする場合に記入してください。

第2号様式 (第2条関係)

年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

審査請求人 氏名

審査請求書記載事項変更届

年 月 日付けで提出しました公務災害補償に関する審査請求書の記載事項について、下記のとおり変更を生じたので、届け出ます。

記

- 1 変更のあった事項
- 2 変更の内容

第3号様式 (第3条関係)

年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

審査請求人 氏名
(実施機関) (名称及び職・氏名)

代理人選任等届

下記のとおり代理人を選任しました(解任しました)ので、届け出ます。

記

- 1 代理人に委任した審査請求事案
- 2 代理人の住所及び氏名並びに職名又は職業
- 3 審査の請求の取下げに係る特別の委任の有無

注 1欄は、審査の請求の受理前には審査請求書の提出年月日及び審査の請求をする事項を、審査の請求の受理後には高知県人事委員会が付した事案番号を記入してください。

第4号様式 (第7条関係)

年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

審査請求人 氏名

審査請求取下げ申出書

下記のとおり公務災害補償に関する審査の請求の取下げを申し出ます。

記

- 1 取り下げる審査請求事案
- 2 審査の請求の一部を取り下げるときは、取り下げる部分の内容
- 3 審査の請求を取り下げる理由

注 1欄は、審査の請求の受理前には審査請求書の提出年月日及び審査の請求をする事項を、審査の請求の受理後には高知県人事委員会が付した事案番号を記入してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県人事委員会公開審理傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月2日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第26号**

**高知県人事委員会公開審理傍聴規則の一部を改正する規則**

高知県人事委員会公開審理傍聴規則（昭和38年高知県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「傍聴券」を「傍聴券（以下「傍聴券」という。）」に改め、同条第3項中「受付」を「審理場の受付」に改める。

第3条中「人事委員会」を「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改める。

第4条中「すべて」を「全て」に改める。

第5条第3号中「はち巻」を「鉢巻き」に、「類」を「類い」に改め、同条第4号中「のぼり類」を「のぼりの類い」に改め、同条第5号中「類」を「類い」に改め、同条第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に、「おそれがある等、」を「おそれ等があるものとして」に、「を不適当と」を「が不適当であると」に改める。

第6条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3号中「はち巻」を「鉢巻き」に、「類」を「類い」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第7条中「席へ」を「席に」に改める。

第8条の見出し中「録音」を「録音等」に改め、同条ただし書中「行なうため」を「行うため」に改める。

第9条の見出し中「退場」を「退場等」に改め、同条第1項中「この規則」を「この規則の規定」に、「命ずることがある」を「命ずることができる」に改め、同条第2項中「規定により」を「規定に基づき」に改める。

別記様式中「はち巻」を「鉢巻き」に、「類」を「類い」に、「行なう」を「行う」に改め、「㊟」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月2日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第27号

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録等に関する規則（平成22年高知県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「人事委員会」を「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改める。

別記第1号様式中「㊟」を削り、「すべての」を「全ての」に改める。

別記第2号様式から別記第9号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月2日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第28号**

**勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則**

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成26年高知県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「記名押印をしなければ」を「記名しなければ」に改める。

第3条第1項中「及び選任した」を「又は選任した」に改め、同条第5項中「記名押印に」を「記名に」に、「記名押印をする」を「記名する」に改める。

第7条第1項中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改める。

第8条第1項中「及び」を「又は」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月2日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第29号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成29年高知県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「記名押印をしなければ」を「記名しなければ

ば」に改める。

第4条第1項中「及び」を「又は」に改め、同条第6項中「記名押印に」を「記名に」に、「記名押印をする」を「記名する」に改める。

第7条第1項中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改める。

第8条第1項中「及び」を「又は」に改める。

第26条第2項中「記名押印」を「署名又は記名押印」に改める。

第37条第2項中「記名押印をしなければ」を「記名しなければ」に改める。

第46条第2項中「記名押印」を「署名又は記名押印」に改める。

第50条第3項中「記名押印をしなければ」を「記名しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

高知県人事委員会告示第4号

平成26年5月高知県人事委員会告示第5号（勤務条件に関する措置の要求に関する規則に基づく様式の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

令和3年11月2日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

3中「代理人選任（解任）届」を「代理人選任等届」に改める。

4中「代理人への措置要求の取下げに係る特別の委任（撤回）届」を「代理人への措置要求の取下げに係る特別の委任等届」に改める。

6中「代表者選任（解任）届」を「代表者選任等届」に改める。

7中「代表者への措置要求の取下げに係る特別の委任（撤回）届」を「代表者への措置要求の取下げに係る特別の委任等届」に改める。

別記第1号様式中「㊟」を削り、同様式注1中「記明押印をした」を「記名した」に改め、同様式注5中「記名押印に」を「記名に」に、「記名押印をする」を「記名する」に「代理人選任届」を「代理人選任等届」に改める。

別記第2号様式中「㊟」を削る。

別記第3号様式中「印」を削り、

「代理人選任（解任）届」

を

「 代理人選任等届 」

<p>に改める。 別記第4号様式中「印」を削り、 「代理人への措置要求の取下げに係る特別の委任（撤回）届」 を 「代理人への措置要求の取下げに係る特別の委任等届」 に改める。 別記第5号様式中「印」を削る。 別記第6号様式中「㊟」を削り、 「代表者選任（解任）届」 を 「代表者選任等届」 に改める。 別記第7号様式中「㊟」を削り、 「代表者への措置要求の取下げに係る特別の委任（撤回）届」 を 「代表者への措置要求の取下げに係る特別の委任等届」 に改める。 別記第8号様式中「㊟」を削る。 高知県人事委員会告示第5号 平成29年3月高知県人事委員会告示第2号（不利益処分についての審査請求に関する規則に基づく様式の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。 令和3年11月2日 高知県人事委員会委員長 秋元 厚志</p> <p>別記第1号様式中 「年 月 日」 を 「年 月 日」 に、 「審査請求人 氏 名 ㊟」 を 「審査請求人 氏名」 に、 「高知県人事委員会委員長 様」 を 「高知県人事委員会委員長 様」 に改め、同様式備考4中「記名押印し」を「記名するとともに」 に改める。 別記第2号様式中 「年 月 日」 を 「年 月 日」 に、 「審査請求人 氏 名 ㊟」 を</p>	<p>「審査請求人 氏名」 に、 「高知県人事委員会委員長 様」 を 「高知県人事委員会委員長 様」 に、「年 月 日付け」を「年 月 日 付け」に改める。 別記第3号様式中 「年 月 日」 を 「年 月 日」 に、 「審査請求人 氏 名 ㊟」 を 「審査請求人 氏名」 に、 「高知県人事委員会委員長 様」 を 「高知県人事委員会委員長 様」 に、「年 月 日付け」を「年 月 日 付け」に、「囲むこと」を「囲むこと。」に改める。 別記第4号様式中 「年 月 日」 を 「年 月 日」 に、 「審査請求人（処分者） 氏 名 ㊟」 を 「審査請求人（処分者） 氏名」 に、 「高知県人事委員会委員長 様」 を 「高知県人事委員会委員長 様」 に改める。 別記第5号様式中 「年 月 日」 を 「年 月 日」 に、 「審査請求人 氏 名 ㊟」 を 「審査請求人 氏名」 に、 「高知県人事委員会委員長 様」 を</p>	<p>「高知県人事委員会委員長 様」 に、「囲むこと」を「囲むこと。」に改める。 別記第6号様式中 「年 月 日」 を 「年 月 日」 に、 「承継人 氏 名 ㊟」 を 「承継人 氏名」 に、 「高知県人事委員会委員長 様」 を 「高知県人事委員会委員長 様」 に、「死亡（年 月 日）」を「死亡（年 月 日）」に改め、同様式備考2中「記載及び押印をすること」 を「記載すること」に改め、同様式備考3中「記載及び押印を し」を「記載し」に、「余白や裏面に」を「余白又は裏面に」 に、「と氏名」を「並びに氏名」に、「の記載及び押印をす ること」を「を記載すること」に改める。 別記第7号様式中 「年 月 日」 を 「年 月 日」 に、 「審査請求人 氏 名 ㊟」 を 「審査請求人 氏名」 に、 「高知県人事委員会委員長 様」 を 「高知県人事委員会委員長 様」 に、「年 月 日付け」を「年 月 日 付け」に改める。 別記第8号様式中 「年 月 日」 を 「年 月 日」 に、 「処分者 氏 名 ㊟」 を 「処分者 氏名」 に、 「高知県人事委員会委員長 様」 を</p>
--	--	--

<p>「高知県人事委員会委員長 様」に、「 年 月 日付け」を「 年 月 日付け」に、「囲むこと」を「囲むこと。」に改め、同様式備考中「確認できる」を「確認することができる」に改める。</p> <p>別記第9号様式及び別記第10号様式中「 年 月 日」を「 年 月 日」に、「審査請求人 氏 名 ㊟」を「審査請求人 氏名」に、「高知県人事委員会委員長 様」を「高知県人事委員会委員長 様」に、「 年 月 日付け」を「 年 月 日付け」に改める。</p> <p>別記第11号様式中「 年 月 日」を「 年 月 日」に、「処分者（審査請求人） 氏 名 ㊟」を「処分者（審査請求人） 氏名」に、「高知県人事委員会委員長 様」を「高知県人事委員会委員長 様」に、「 年 月 日付け」を「 年 月 日付け」に改める。</p> <p>別記第12号様式中「 年 月 日」を「 年 月 日」に、「審査請求人 氏 名 ㊟」を「審査請求人 氏名」に、「高知県人事委員会委員長 様」を「高知県人事委員会委員長 様」に、「 年 月 日付け」を「 年 月 日付け」に改める。</p>	<p>付け」に改める。</p> <p>別記第13号様式中「 年 月 日」を「 年 月 日」に、「審査請求人（処分者） 氏 名 ㊟」を「審査請求人（処分者） 氏名」に、「高知県人事委員会委員長 様」を「高知県人事委員会委員長 様」に、「 年 月 日付け」を「 年 月 日付け」に改める。</p> <p>別記第14号様式中「 年 月 日」を「 年 月 日」に、「審査請求人 氏 名 ㊟」を「審査請求人 氏名」に、「高知県人事委員会委員長 様」を「高知県人事委員会委員長 様」に、「 年 月 日付け」を「 年 月 日付け」に改める。</p> <p>別記第15号様式中「 年 月 日」を「 年 月 日」に、「審査請求人（処分者、関係者） 氏 名 ㊟」を「審査請求人（処分者・関係者） 氏名」に、「高知県人事委員会委員長 様」を「高知県人事委員会委員長 様」に、「 年 月 日付け」を「 年 月 日付け」に改める。</p> <p>別記第16号様式及び別記第17号様式中「 年 月 日」</p>	<p>を「 年 月 日」に、「審査請求人（処分者） 氏 名 ㊟」を「審査請求人（処分者） 氏名」に、「高知県人事委員会委員長 様」を「高知県人事委員会委員長 様」に、「 年 月 日付け」を「 年 月 日付け」に改める。</p> <p>別記第18号様式中「 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊟」を削る。</p> <p>別記第19号様式中「 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊟」を削り、「高知県人事委員会委員長 様」を「高知県人事委員会委員長 様」に、「 年 月 日付け人委秘第 号をもって口述書の提出を求められた事項につき、下記のとおり証言します。なお、証言に当たって署名押印した宣誓書を別紙のとおり添付します。」を「 年 月 日付け人委秘第 号をもって口述書の提出を求められた事項につき、下記のとおり証言します。なお、証言に当たって署名した宣誓書を別紙のとおり添付します。」に改める。</p> <p>別記第20号様式中「 年 月 日」を「 年 月 日」に、「審査請求人（処分者） 氏 名 ㊟」を「審査請求人（処分者） 氏名」に</p>
--	---	---

に、
「高知県人事委員会委員長 様」
を
「高知県人事委員会委員長 様」
に、「 年 月 日付け」を「 年 月 日
付け」に改める。
別記第21号様式中
「 年 月 日」
を
「 年 月 日」
に、
「再審請求者 氏 名 ㊤」
を
「再審請求者 氏名」
に、
「高知県人事委員会委員長 様」
を
「高知県人事委員会委員長 様」
に改め、同様式備考3中「記名押印し」を「記名するとともに」
に改め、同様式備考4中「別記第25号様式」を「別記第22号様
式」に改める。
別記第22号様式中
「 年 月 日」
を
「 年 月 日」
に、
「再審請求者 氏 名 ㊤」
を
「再審請求者 氏名」
に、
「高知県人事委員会委員長 様」
を
「高知県人事委員会委員長 様」
に、「 年 月 日付け」を「 年 月 日
付け」に改める。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般
競争入札に付する。
令和3年11月2日
高知県警察本部長 熊坂 隆

- 1 入札に付する事項
(1) 購入物品の名称及び数量
高知警察署初度調達物品(机・椅子・キャビネット) 一

- 式
(2) 購入物品の特質等
入札説明書による。
(3) 購入物品の納入期限
令和4年3月31日
(4) 購入物品の納入場所
高知県高知警察署新庁舎
(5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(入札説
明書による。)に当該金額の100分の10に相当する額を加算
した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端
数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの
で、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者
であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当
する金額を入札書に記載すること。
2 入札参加資格
次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前
にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた
者は、この一般競争入札に参加することができる。
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の
4の規定に該当しない者であること。
(2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資
格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者で
あること。
(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物
品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第
638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であ
ること。
(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があ
ることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3
年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサ
ービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加
者の資格等(令和2年10月高知県告示第810号。以下「告
示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定
により入札参加資格の取消しを受けていない者であること
又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
(5) 入札説明書に示した購入物品の要求仕様に合致した物
品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約
を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者
であること。
(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手
続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)
に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこ
と。
(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、入札説明書に

- 示した入札参加資格要件を満たす者であること。
3 契約条項を示す場所等
(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8544
高知市丸ノ内二丁目4番30号
高知県警察本部警務部会計課用度係
電話番号088-826-0110(内線2252)
(2) 入札説明書の交付方法
令和3年11月2日(火)から同月26日(金)まで(日曜日
及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律
178号)第3条に規定する休日を除く。)の間に(1)の交付
場所で交付する。
(4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
令和3年12月14日(火)午前10時30分
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和3年
12月13日(月)午後5時までに(1)の入札説明書の交付場
所に必着すること。
イ 場所
高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部4階
403会議室
4 その他
(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規
則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定に
よる。
(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示
した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明する書類を
令和3年11月26日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交
付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があるこ
との確認を受けなければならない。また、開札の日までの間
において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求め
られた場合は、これに応じなければならない。
(4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、
入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その
他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とす
る。
(5) 落札者の決定方法等
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲
内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者

とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無
無

(7) 契約書作成の要否
要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和3年11月22日(月)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Details of items to be purchased: Kochi Police Station first procurement items (tables, chairs, cabinets)

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. Friday 26 November 2021

(3) Date and time for tender (by hand): 10:30 A.M. on Tuesday 14 December 2021

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Monday 13 December 2021

(5) Contact: Supplies Section, Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544
Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)

(6) Others: As in the tender documentation

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年11月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
高知県情報セキュリティクラウドサービス提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部デジタル政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年9月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
958,474,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため